

日医発第 1136 号（健Ⅱ）
令和 5 年 9 月 21 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

ファイザー社ワクチン（1 価：起源株・2 価：起源株／オミクロン株）及び
モデルナ社ワクチン（2 価：起源株／オミクロン株）の廃棄について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、本年 9 月 20 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種においては、ファイザー社ワクチン（1 価：起源株・2 価：起源株／オミクロン株）及びモデルナ社ワクチン（2 価：起源株／オミクロン株）は使用しないことから、これらのワクチンについて、有効期限の到来前であっても、自治体において廃棄するよう連絡するものです。

なお、モデルナ社ワクチン（1 価：起源株）は、令和 5 年 2 月 11 日をもって、すべて有効期限が到来しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

厚生労働省 HP 新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html

事 務 連 絡
令和5年9月19日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ファイザー社ワクチン（1価:起源株・2価:起源株/オミクロン株）及びモデルナ社ワクチン
（2価:起源株/オミクロン株）の廃棄について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年9月20日以降の初回接種及び令和5年秋開始接種においては、オミクロン株XBB.1.5
対応1価ワクチンを使用することとし、同日以降ファイザー社ワクチン（1価:起源株・2価:起源
株/オミクロン株）及びモデルナ社ワクチン（2価:起源株/オミクロン株）については使用しな
いこととされたことを踏まえ、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村(特別区を含む。)におかれましては、本事務連絡に基づいてワクチンを
適切に廃棄していただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

ファイザー社ワクチン（1価:起源株・2価:起源株/オミクロン株）及びモデルナ社ワクチン
（2価:起源株/オミクロン株）については、有効期限の到来前であっても、自治体において適
切に廃棄するようお願いいたします。

※ なお、モデルナ社ワクチン(1価:起源株)は、令和5年2月11日をもって、すべて有効期限が
到来しています。